

## 警備業務委託契約書

- 1 業務の名称 警備業務委託  
2 業務の内容 別紙仕様書のとおり  
3 契約の金額 金 円也  
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円）  
4 契約の期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで  
5 契約保証金 免除

上記の業務について、委託者福島県（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）とは、次の条項に定めるところにより、契約を締結する。

### （総則）

- 第1条 乙は、別紙仕様書に基づき、頭書の期間中、頭書の金額をもって頭書の業務を実施するものとする。  
2 仕様書に明示されていないもので必要軽微なものについては、乙は、甲の指示に従うものとする。  
(業務に係る機器及び配線等の設置及び撤去)  
第2条 乙は、委託業務を開始するにあたり、必要な機器及び配線等を設置する場合は、別紙仕様書によるものとし、設置が完了したときは、速やかに書面により甲に報告しなければならない。  
2 乙は、契約期間の終了、契約の解除、または契約の変更等により、設置した機器及び配線等を撤去する必要がある場合は、別紙仕様書によるものとし、撤去が完了したときは、速やかに書面により甲に報告しなければならない。  
3 第1項及び第2項にかかる経費は、乙の負担とする。

### （検査）

- 第3条 甲は、前条の報告書を受理したときは、速やかに乙に立会を求めて業務の履行について確認を行わなければならない。  
2 前項の検査の結果不合格となり、業務の補正を命ぜられたときは、乙は遅滞なく当該補正を行うものとし、これに要する経費は乙の負担とする。  
3 乙は、前項の規定により命ぜられた補正を完了したときは、甲に補正完了の届けを提出して検査を受けなければならない。この場合の再検査の期日については、第1項の規定を準用する。

### （毎月の報告義務）

- 第4条 乙は、業務遂行状況を毎月取りまとめて、別紙仕様書に基づき書面にて翌月15日まで甲に報告するものとする。

### （報告書の確認）

- 第5条 甲は、前条の書面を受理したときは、10日以内に業務の履行について確認を行わなければならない。  
2 前項の確認の結果、業務の補正が必要となった場合は、甲乙協議して当該補正を行うものとする。

### （委託料の請求及び支払い）

- 第6条 乙は、前条第1項により適切に業務を遂行したと認められたときは、速やかに適

法な請求書により委託料の支払いを甲に請求する。

2 甲は、前項の規定による支払請求書を受理した日から30日以内に委託料を支払うものとする。

3 各月の委託料の支払額は別表のとおりとする。

(乙の損害賠償)

第7条 業務の実施に関し、乙の責めに帰すべき理由により甲及び甲の財物又は甲の職員に損害（第三者に与えた損害を含む。）を与えたときは、1件の事故について10億円を限度として賠償しなければならない。

(甲の免責事項)

第8条 乙に専従する警備要員の警備任務中における身体上の事故については、甲は、一切その責任を負わないものとする。

(乙の免責事項)

第9条 乙は、次の各号に起因する事故については、損害または補償の責を負わない。

- 一 建造物、施設、または物品自体の瑕疵若しくは甲の管理上の瑕疵に基づく場合
- 二 天災地変、暴動、電話回線等の不通、その他不可抗力により、乙が警備を実施することが不可能になった場合
- 三 警備対象物件に設置した機器について、甲または甲の職員若しくは甲の関係者が、乙と協議することなく、移転、変更、撤去或いは加工等をした場合
- 四 甲の職員、出入業者の故意または過失に基づく場合

(有償延期及び遅延利息)

第10条 乙の責めに帰すべき事由により、期限内に業務完了の見込みがないときは、乙は、その事由を付した書面をもって、甲に納期の延長を申し出なければならない。

2 前項の場合において、期限後相当の期日内に納入が完了する見込みがあるときは、甲は、乙から遅延利息を徴収することを条件として納入期限を延長することができる。

3 甲は、前項の規定により納入期限を延長することを認めたときは、その旨を乙に通知するとともに当該納入期限の延長に関する契約を乙との間に結ぶものとし、乙は、これに応ずるものとする。

4 第2項の遅延利息は、遅延期間の日数に応じ納入未済相当額に年2.5%の割合で計算した額（当該額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる）とする。

5 前項の場合において、検査確認に要した日数は、遅延日数に算入しない。

(甲の解除権)

第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、いつでも契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 乙が正当な理由により契約の解除を申し出たとき。
- 二 乙が契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき。
- 三 乙又はその使用者等に不正の行為があつたとき。
- 四 乙が次のいずれかに該当するとき。
  - イ 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この条において「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力

団員（以下この条において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

五 乙が暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者（福島県暴力団排除条例施行規則（平成23年福島県公安委員会規則第5号）第4条各号に該当する者）に契約代金債権を譲渡したとき。

2 甲が前項の規定により契約全部又は一部を解除したときは、乙は違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の10分の1の額を甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合はこの限りでない。

#### （契約が解除された場合等の違約金）

第12条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、乙は違約金として契約金額又は契約解除相当分の10分の1を甲に納付しなければならない。又、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由により解除の場合は、この限りでない。

一 前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合

二 乙がその責務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

一 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

二 乙について更正手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

三 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の規定にかかわらず、乙の責めに帰すべき事由により履行期限の延長があった場合において、甲が第11条の規定により契約を解除したときは、乙は、第1項の違約金に当初の納期の翌日から甲が契約解除の通知を発した日（乙から解除の申出があったときは、甲

がこれを受理した日)までの期間の日数に応じ、契約金額又は契約解除部分相当額に年2.5%の割合で計算した額を加えた金額を違約金として甲に納付しなければならない。(契約の変更)

第13条 甲は、必要があるときは、委託業務の内容を変更し、又は一部中止させ、若しくはこれを打ち切らせることができる。この場合において契約金額を変更する必要があるときは、甲、乙協議してこれを定める。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。この場合の賠償額は、甲、乙協議して定める。

(権利義務等の譲渡の禁止)

第14条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を、甲の承諾なしに、譲渡し、継承し、委託し、又は担保に供してならない。

(談合による損害賠償)

第15条 甲は、この契約に関し乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第1号又は第2号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

- 一 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第49条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- 二 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- 三 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)に対し、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は第198条の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

(遅延利息等の相殺)

第16条 この契約に基づく遅延利息、違約金又は賠償金として、甲が乙から徴収すべき金額があるときは、甲はこれを物品の代金と相殺し、なお不足を生ずるときは更に追徴することができる。

2 甲は、この契約に基づき甲が乙に対して有する遅延利息、違約金及び賠償金にかかる債権につき、その保全上必要があるときは、乙に対し、その業務若しくは資産の状況について質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

3 甲は、乙が前項の規定に違反して質問に対する応答、報告等をせず、若しくは虚偽の応答、報告等をし、又は調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、当該債権の全部又は一部について、履行期限を繰り上げることができる。

(秘密の保持)

第17条 乙は、業務遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合は、この限りでない。

(個人情報の保護)

第18条 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(契約外の事項)

第19条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じ、甲、乙協議して定めるものとする。

(紛争の解決方法)

第20条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

上記の契約を証するため本書2通を作成し、当事者記名捺印のうえ各自1通を保有する。

令和　年　月　日

甲　住　所　福島県郡山市八山田二丁目224番

氏　名　福島県  
福島県立郡山北工業高等学校  
校長　鈴木　稔

印

住　所

乙

氏　名

印

別表

## 委託料支払額内訳

### 1 月額支払額

月 別	委託料支払金額	内消費税及び地方消費税の額
4月分	円	円
5月分	円	円
6月分	円	円
7月分	円	円
8月分	円	円
9月分	円	円
10月分	円	円
11月分	円	円
12月分	円	円
1月分	円	円
2月分	円	円
3月分	円	円
計	円	円

### 2 機器着脱工事費

#### (1) 機器撤去費

円

(内消費税及び地方消費税の額

円)

#### (2) 機器移設費

円

(内消費税及び地方消費税の額

円)

#### (3) 機器再設置費

円

(内消費税及び地方消費税の額

円)

※ (1) (2) 及び (3) については、それぞれの施工後に支払うこととする。

※ 支払いに当たり、乙は施工状況を確認できる書類を甲に提出し、甲の確認を受けることとする。報告書の確認から委託料の支払いまでは、警備業務契約書第5条及び第6条を準用する。

# 警備業務委託仕様書

## 1 委託業務概要

- (1) 委託業務名称 警備業務委託
- (2) 警備対象 郡山市八山田二丁目224番地内  
福島県立郡山北工業高等学校  
※ 詳細は別紙平面図による。
- (3) 委託期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- (4) 業務目的  
福島県立郡山北工業高等学校の警備対象に係る火災、盗難及び不法行為を防止することで、利用者の安全確保や建物その他の財産を保護する。  
警備業務は、関係法規及び以下に定める事項により行う。

## 2 業務内容

- (1) 警備対象に係る機械警備に関する業務
- (2) 上記(1)の機械警備のために設置した各種機器の保守管理に関する業務
- (3) 警備業務実施後の記録及び報告に関する業務
- (4) 大規模改造工事に伴う機器の設置及び撤去する業務
- (5) その他必要と認められる業務

## 3 資格要件

乙は、次のいずれも満たす者であること。

- (1) 警備業法第2条第1項第1号の業務を行っている者。
- (2) 警備業法第4条の規定による都道府県公安委員会への認定を受けていること。
- (3) 県外業者にあっては警備業法第9条の規定により福島県公安委員会に届出していること。

## 4 警備業務の実施

- (1) 警備業務（以下、「当該業務」という。）は、別紙1「警備業務細目」（以下、「細目」という。）により行うこと。
- (2) 上記細目のほか、上記2の業務内容に定めがなくとも、当該業務上必要な業務については誠意を持って行うこと。
- (3) 実施計画書を作成し、これを事前に提出し、甲の承諾を受けること。
- (4) 業務従事者名簿を提出し、甲の承諾を受けること。また、業務従事者は業務中にお

いては作業員証を携行すること。さらに、緊急連絡体制図及び代替要員体制図を甲に提出すること。

- (5) 業務中、異常を発見した場合は、直ちに甲と事前に取り決めていた方法により適切に処理し、また、状況に応じ処理前、処理途中あるいは処理後に甲にその状況を報告すること。
- (6) 当該業務に要する光熱水費及び通信料金（機械警備機器の信号送出にかかる通信料金を含む。）は甲の負担とし、当該業務において使用する機械警備機器やその他消耗品等は、乙の負担とする。
- (7) 乙は、機械警備において、乙の警備本部で警備対象に異常事態が発生したことを感知してから25分以内に、その警備対象に対し機械警備隊を常に派遣できる体制をとること。

## 5 業務遂行状況の報告及び記録

- (1) 報告及び記録の内容は、下記のとおりとする。
    - ア 警備報告書
    - イ 異常が生じた場合の記録（現況写真を添付すること。）や処理結果
    - ウ その他甲が必要と認めた内容
  - (2) 警備対象において、異常事態が発生した際の状況や処理の経過及び結果については、その都度速やかに電話若しくは口頭で甲に報告するとともに、後日書面でも甲に報告すること。
- ## 6 業務従事者
- (1) 乙は、本契約上の業務を遂行するため、業務従事者を雇用するに当たっては、その全員につき身上調査を行うものとする。
  - (2) 上記2の業務を実施するに当たり、業務従事者の中から総括責任者を1名選出し、甲の承諾を得ること。
  - (3) 業務従事者は、上記2の業務において、必要な教育訓練を終了した技術優秀な者とする。
  - (4) 甲は、業務従事者として不適当と認めた者については、乙と協議の上、交代させることができる。
  - (5) 甲が必要があると認めた場合は、乙は、前回の受託業者からの業務引継及び次回の受託業者への業務引継を行うこと。これらの業務に要する費用はすべて乙の負担とする。また、これらの引継業務を実施する時期は、甲の判断による。

## 警備業務細目

### 1 業務内容

#### (1) 機械警備機器の設置及び撤去

ア 乙は、機械警備業務を行うに当たり機械警備機器を設置、交換、修繕する場合は、事前に甲の承諾を受けること。また、甲と事前に調整したうえで、甲の監督のもとに実施すること。

イ 乙は、アを実施するに当たり、委託期間中、機械警備業務を実施できない期間がある場合は、それに代わる人的警備業務等を実施すること。

その際、乙は、甲にその実施計画書を提出し、その承諾を受けること。

ウ 乙は、アを実施するに当たり、前回の受託業者と連絡調整を行い、機械警備機器を遅滞なく、円滑に設置すること。

エ 乙は、契約期間の終了、契約の解除又は契約の変更等により、乙所有の機械警備機器全てを撤去する必要がある場合は、契約期間の終了にあっては委託期間終了時に遅滞なく、契約の解除又は契約の変更等にあっては甲の指定する期日までに甲の承諾、監督のもとに撤去すること。

機械警備機器の設置箇所について、設置したことが原因で修繕を要すると甲が認めた場合は、乙は乙の費用で修繕すること。

オ 乙は、次回の受託業者が機械警備機器を設置するに当たり、その連絡調整を求めてきた場合は、その受託業者の機械警備機器の迅速かつ円滑な設置について全面的に協力すること。

カ 乙は、機械警備機器の設置、交換、修繕、撤去の費用、機械警備に代わる人的警備業務等の費用を負担する。

キ 令和5年度については、A棟の大規模改造工事の施工により、4期工事着工部分の撤去、移設及び再設置を行う。（該当箇所は「2 機械警備の種類及び配置」のとおり）

#### (2) 火災、侵入、ガス漏れその他の異常事態の感知

警備対象で発生した異常事態を乙の警備本部へ自動的に通報する。

#### (3) 異常事態発生時における乙の機械警備隊の派遣、異常事態の確認及び拡大防止

乙は、警報受信装置により異常事態が発生したことを感知したときは、乙の機械

警備隊を急ぎ派遣し、異常事態を確認するとともに事態の拡大防止にあたる。

(4) 関係先への通報及び連絡

警備対象に到着した乙の機械警備隊は、異常事態を確認後、警備本部にその状況を連絡するとともに、必要に応じて警察や消防署等関係先へ通報する。

また、必要があるものと認めた場合は、甲が指定した緊急連絡先へ連絡する。

(5) 機械警備機器や警備本部内の警報受信装置の点検、調整及び修理

機械警備機器等の機能について、乙は乙の費用負担にて適宜保守点検を行い正常作動を確認するとともに、機器の故障等により作動に異常が生じたときは、遅滞なく警備上の安全措置を講ずること。

(6) 警備基準時間

警備基準時間は、次のとおりとする。

区分	警備基準時間
平日 (通常日)	午前0時00分～午前7時20分 午後7時00分～午後12時00分
平日 (休業日)	午前0時00分～午前8時20分 午後4時50分～午後12時00分
休日等	終日

※ 平日及び休日等はそれぞれ以下を指す。

平日（通常日）：平日（休業日）を除く平日及び甲の指定する日

平日（休業日）：学校休業日（夏・冬・春休み）及び甲の指定する日

休日等：土曜日、日曜日、祝祭日及び12月29日から1月3日までの日並びに甲の指定する日

(7) 警備実施時間

上記(6)の警備基準時間にかかわらず、警備対象が無人の状態となり、甲からの警報装置警戒開始の信号を受けたときに警備を開始し、甲からの警報装置警戒解除の信号を受けたときに警備を終了する。

(8) 警備本部及び機械警備隊の役割

乙の警備本部は、警報受信装置を常時監視するとともに、機械警備隊との連絡を保

持する。乙の機械警備隊は、警備対象の異常事態に対応できる体制を確保する。

(9) 警備開始時における取扱い

ア 甲における取扱い

最終退庁者は、警備対象内の各室出入口や、最終退庁する出入口以外の出入口すべてを施錠し、内部に設置した操作器の電源及び回路を確認し、ON（警戒）の状態に操作するとともに、最後に最終退庁する出入口を施錠するものとする。

イ 乙における取扱い

最終退庁者の操作により自動的に表示されるONの信号を確認し、警備を開始する。

(10) 警備終了時における取扱い

ア 甲における取扱い

最初の登庁者は、内部に設置した操作器をOFF（警戒解除）の状態に操作する。

イ 乙における取扱い

登庁者の操作器の操作により自動的に表示されるOFFの信号を確認し、警備を終了する。

(11) 警備実施時間中における甲の臨時登庁

原則として、登庁しない。ただし、真にやむを得ない事情がある場合にのみ、次の要領により行う。

ア 甲の臨時登庁者は登庁後、所定時間内に操作器を確実にOFFの状態に操作した後、速やかに乙の警備本部に電話連絡する。

登庁後は、防火・防犯その他の事故防止について、甲の責任において処理するものとする。

イ 甲の臨時登庁者は、退庁するにあたり、乙の警備本部に電話連絡したうえで、警備対象内の各室出入口や、退庁する出入口以外の出入口すべてを施錠し、内部に設置した操作器の電源及び回路を確認し、ONの状態に操作するとともに、最後に退庁する出入口を施錠するものとする。

(12) 緊急連絡先の指定

ア 甲は、あらかじめ緊急連絡先を指定し、その連絡先を乙に通知する。

イ 上記アの緊急連絡先に変更がある場合、甲は、その都度遅滞なく、変更したその連絡先を乙に通知する。

## 2 機械警備機器の種類及び配置

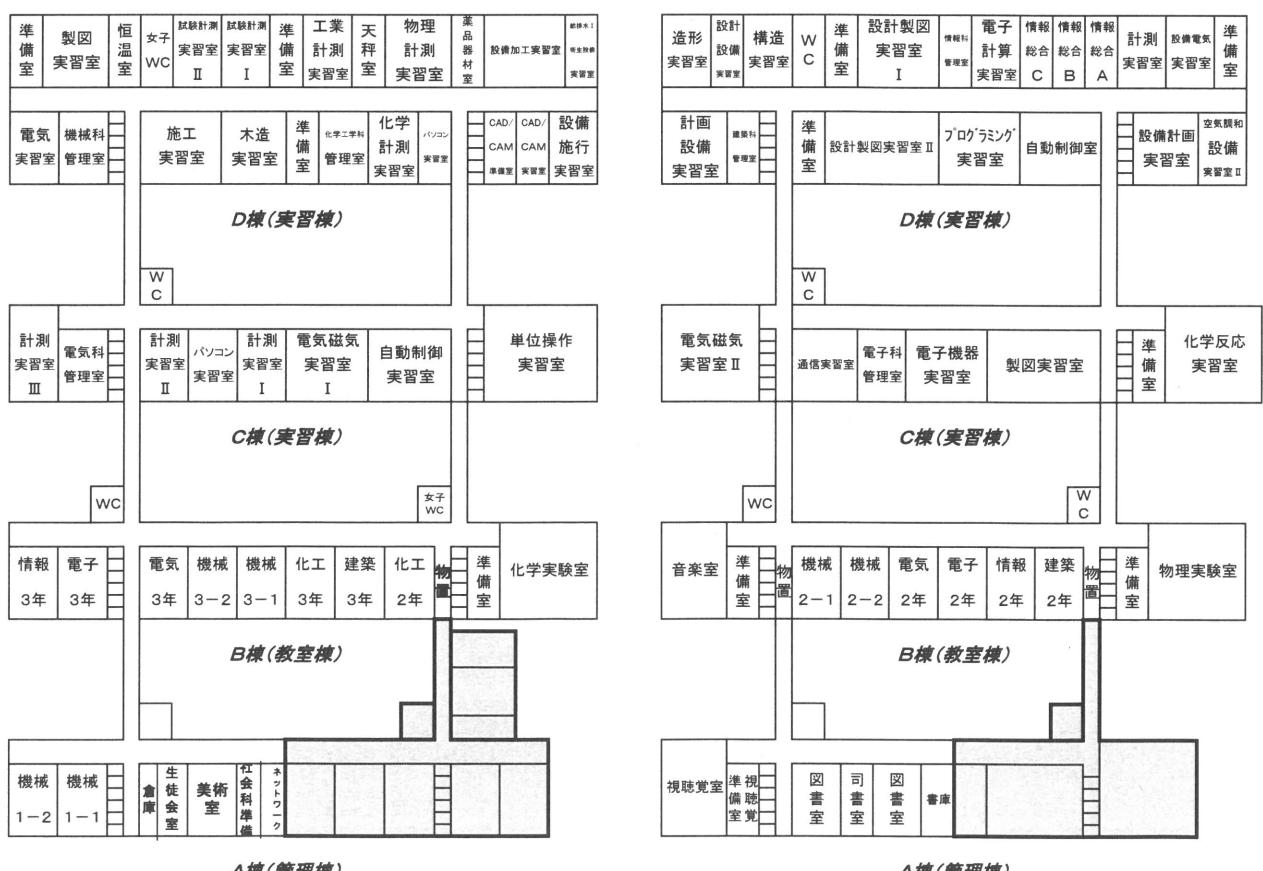
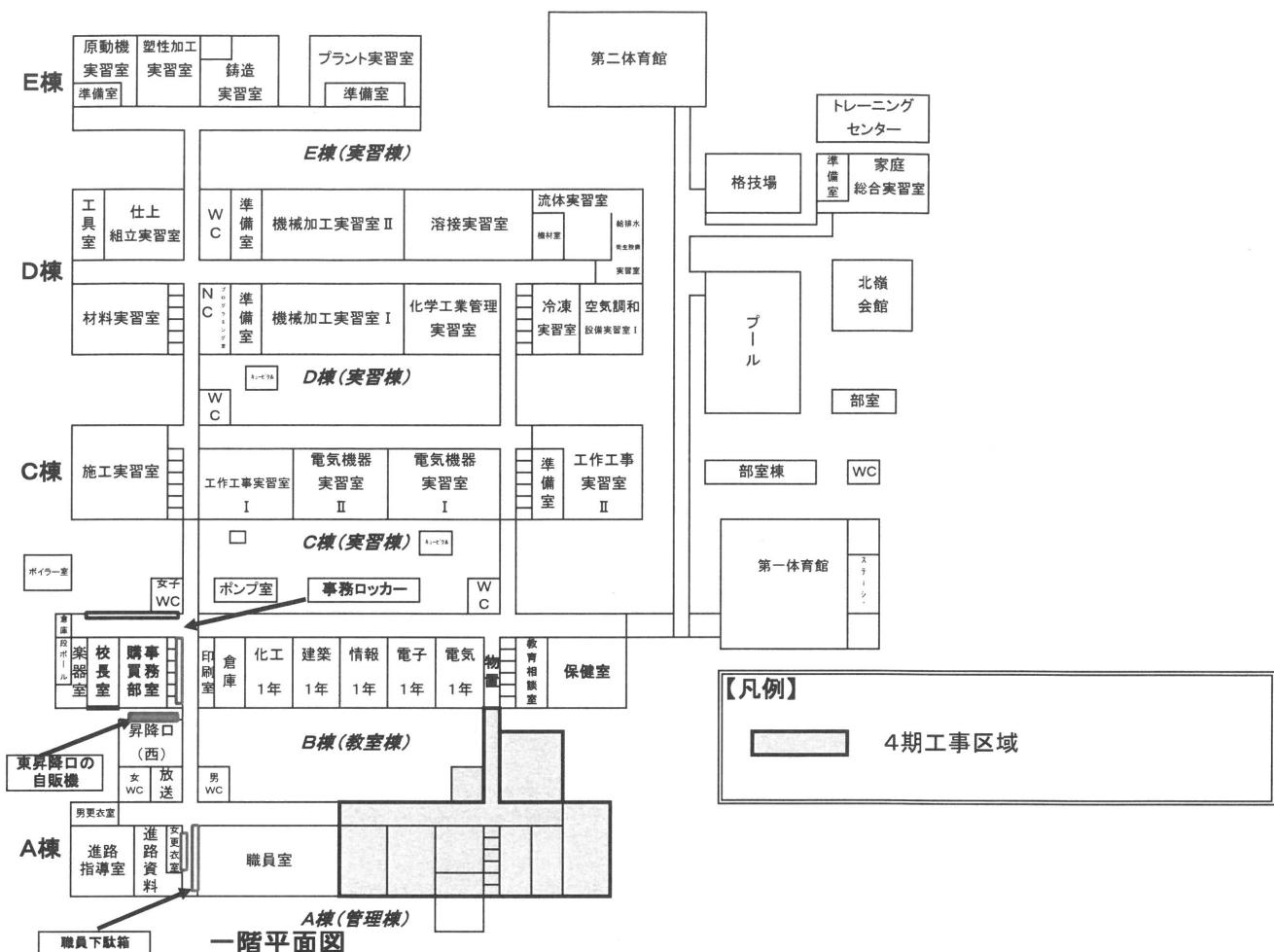
機械警備機器の種類及び配置は、次のとおり行うこと。

その他、仕様書の機械警備を実施するために必要な機器一式も配置すること。

※ 「警備箇所」については、別紙平面図を参照のこと。

延べ床面積 13, 129. 68 m<sup>2</sup>

# 大規模改造工事区域【4期】



A棟(管理棟)

二階平面図

A棟(管理棟)

三階平面図

